

～第4種踏切道において発生した、列車と通行者との衝突による死亡事故～

鉄道事業者名：秋田内陸縦貫鉄道株式会社

事故種類：踏切障害事故

発生日時：令和元年6月1日 6時02分ごろ

発生場所：秋田県せんぼく仙北市

秋田内陸線 うごながとろ羽後長戸呂駅～やつ八津駅間（単線）

かまたり鎌足踏切道（第4種踏切道：踏切遮断機及び踏切警報機なし）

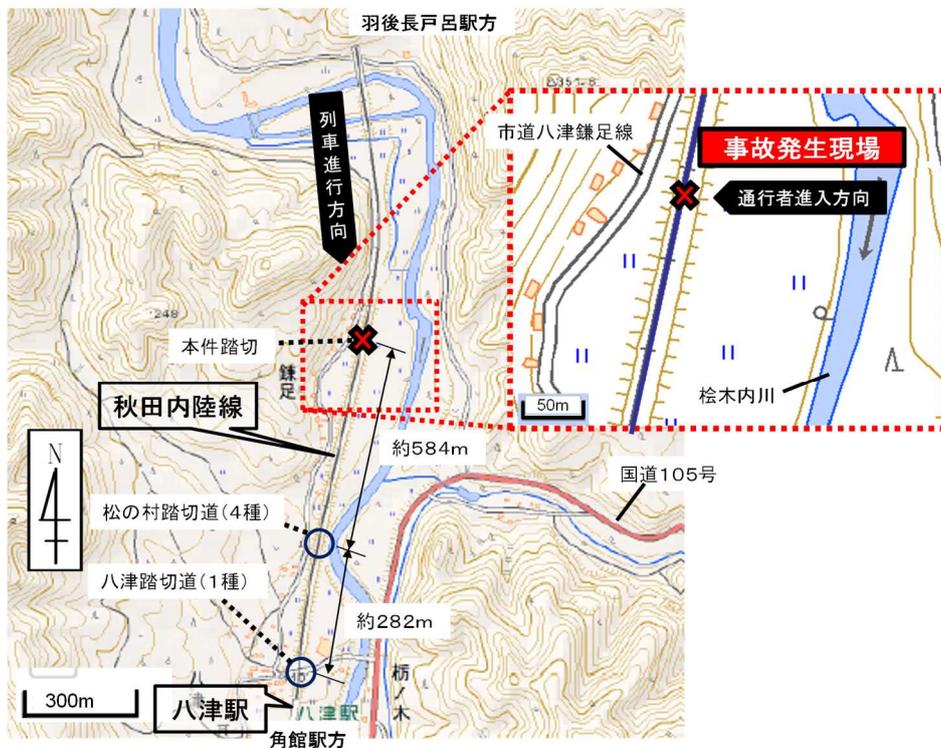
たかのす鷹巣駅起点81k931m付近

<概要>

秋田内陸線阿仁合あにあい駅発角館かくのだて駅行きの下り第201D列車の運転士は、羽後長戸呂駅～八津駅間を速度約80km/hで走行中、鎌足踏切道の約150m手前で、同踏切道に停滞している農業機械（田植機）を認め、直ちに気笛を吹鳴するとともに非常ブレーキを使用したが、列車は農業機械に乗っていた通行者と衝突した。

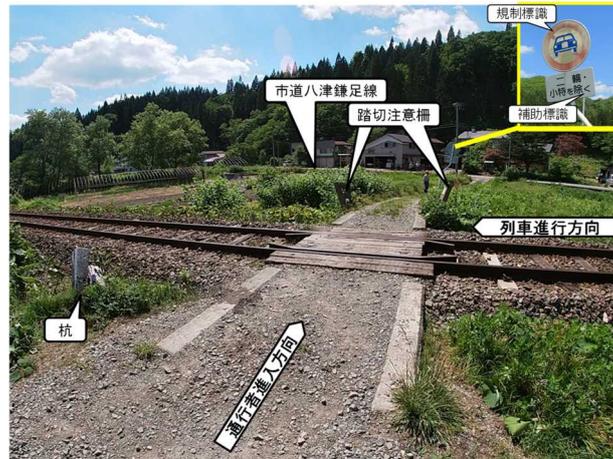
この事故により、同通行者が死亡した。

<事故現場周辺図>



※この図は、国土地理院の地理院地図（電子国土Web）を使用して作成

< 鎌足踏切道の状況（通行者進入側から撮影） >



< 通行者進入側からの列車の見通し >



< 原因 >

本事故は、踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道である鎌足踏切道に列車が接近している状況において、農業機械に乗った通行者が同踏切道に停滞していたため、列車と衝突したことにより発生したものと推定される。

列車が接近している状況において、同通行者が同踏切道に停滞していた理由については、同通行者が死亡しているため明らかにすることはできなかった。

< 再発防止のために望まれる事項 >

踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道は、廃止又は踏切保安設備を整備すべきものである。鉄道事業者、仙北市、地域住民等の関係者は、鎌足踏切の廃止又は踏切保安設備の整備に向けた協議を進め、早期に方針を定めて、具体的な取組を実施することが必要であると考えられる。

[詳細は、運輸安全委員会ホームページ \(http://www.mlit.go.jp/jtsb\) より、
 鉄道事故調査報告書をご覧ください。](http://www.mlit.go.jp/jtsb)